

# 総務委員会会議録

令和4年3月9日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:42

## 【 案 件 】

1. 議案第 2 号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)
2. 議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
3. 議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
4. 議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
5. 議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
7. 議案第23号 控訴事件に係る和解(入会権確認等請求控訴事件)
8. 入札制度について

## 【 報告事項 】

1. 第2次飯塚市総合計画(中間改訂)の策定について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第2号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○財政課長

「議案第2号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」についてご説明いたします。

議案第2号、第3号と表示しております令和3年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を補正するもので、一般会計の予算総額に8億5274万7千円を追加して884億4404万1千円にしようとするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、地方交付税の普通交付税につきましては、地方交付税の交付の原資となる国税収入が増加したことに伴い、令和3年度限定で交付されるもので、7億6241万6千円を追加いたしております。なお、このうち臨時財政対策債償還基金費として交付される5億1829万3千円につきましては、その同額を減債基金に積立する歳出予算を計上し、後年度の償還時に繰り入れするようにいたしております。

国庫支出金、県支出金、市債につきましては、歳出予算に計上いたしております対象事業に係る財源を補正するものでございます。

繰入金では、今回の補正による財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を2億1508万9千円減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、総務費、財産管理費の普通財産管理費では、議案も上程されておりますが、鹿毛馬地区入会権確認等請求にかかる訴訟の和解金として430万円を計上するものでございます。

地域振興費、公共交通対策事業費の小竹天道線ほか4つのバス路線維持負担金につきましては、負担額が確定いたしましたので、補正するものでございます。

戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム管理費では、個人番号カード所有者の転出、転入手続きのワンストップ化に向けたシステム改造委託料172万2千円を計上するものでござ

います。

農林水産業費、畜産業費の農業機械・施設災害復旧支援事業費は、県補助金を活用して令和3年8月の大雨により被災した農業者に対し復旧費用を補助するもので、1414万4千円を計上するものでございます。

農業土木費の県営農業生産基盤整備事業費は、国補正に伴う菰ため池改良県営事業の前倒しにより300万円を追加するものでございます。次の農業施設防災減災事業費につきましても、国補正に伴う前倒し事業で、県補助金を活用して防災重点ため池の劣化状況、地震や豪雨に対する耐及性を評価するため、5470万円を計上するものでございます。

土木費道路橋りょう維持費の橋りょう長寿命化事業費以降に記載しております事業につきましても、国補正に伴う前倒し事業でございます。橋りょう長寿命化事業費では、新宮ノ前橋ほか4橋の設計委託料2787万円を追加し、6ページをお願いいたします。道路橋りょう補修事業費では、片島・平恒線ほか2路線の補修工事など1億6463万4千円を追加し、道路橋りょう新設改良費の中尾・岡ノ浦線道路改良事業費では、測量設計委託料570万4千円を計上し、公園費の公園施設長寿命化事業費では、笠城ダム公園ほか3公園の遊具等の整備費用3300万円を計上いたしております。

繰越明許費の補正では、鹿毛馬地区入会権確認等訴訟和解金ほか9件につきまして、年度内の事業完了が見込まれないため追加をするものでございます。このうち、道路橋りょう補修事業の繰越額2億801万5千円には、既決予算の目尾・久保白線分の4338万1千円を含み、各所改良工事の繰越額690万円につきましても、既決予算分の繰越でございます。

8ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債、基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

繰越明許費のほうになっていますけど、財産管理費の鹿毛馬の訴訟の件ですね。和解案を本会議場で聞いたんですけれども、再度和解案というのは今分かりますか。分かるなら、一度和解案を読み上げていただきたいんですけど。

○委員長

小幡委員、議案のほうで後ほど出ますので。

○小幡委員

委員長、続けて1点だけ。道路橋りょうの維持費が前倒しということで補正が1億6400万円以上出ていますけれども、前倒しをする事業をあらわしたのが、この片島とか目尾、大日寺の工事が追加になったというような見解でよろしいんですかね。そもそも補正前に8500万円しか組んでいないでしょう。この分がどの物件で、この補正に関わる工事が係るのがどの物件か、仕分けが分かるなら教えてください。

○財政課長

今回補正をしております1億6400万円程度につきましては、前倒し分でそこに記載しております片島・平恒線、目尾・久保白線、大日寺・吉原町線の道路補修工事の経費となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 令和3年度 飯塚市一般会計補正

予算（第11号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
暫時休憩します。

休憩 10:07

再開 10:07

委員会を再開いたします。

次に、「議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」について補足説明をいたします。

議案書5ページをお願いいたします。本条例案は、行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例を整備するものでございます。6ページ以降に改正表がございますが、本案で整備する関係条例は「飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例」、「飯塚市職員のサービスの宣誓に関する条例」、「飯塚市火入れに関する条例」の3条例でございます。

内閣府の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を基に各課に調査を行い、押印の見直しが可能であるものの中で、条例改正が必要なものを本条例案にまとめたものでございます。なお、規則や規程、要綱に関し改正が必要なものにつきましては、ただいま順次改正作業を進めており、本条例案と同様に令和4年4月1日施行で事務を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（討論なし）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書11ページをお願いいたします。本案につきましては、国におけるデジタル庁の発足など行政のデジタル化がさらに加速することから、行政経営部に業務改善・DX推進課を設置し、総務部で所管しておりました働き方改革、組織改編業務、地域情報化やデジタルトランスフォーメーション関連業務を行政経営部に移管するものでございます。

改正内容につきましては、12ページの改正表によりご説明いたします。第1条、総務部の項、第7号にあります「組織及び事務能率に関すること」及び第11号中「地域情報化」を削除し、行政経営部の項、第3号を2号ずつ繰り下げ、第3号に「組織及び事務能率に関すること」を、第4号に「地域情報化に関すること」を新たに加えるものでございます。

以上簡単でございますが、「議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」の

補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書13ページをお願いいたします。本条例案は、職員定数の合計952人については変更ありませんが、先ほど申しあげました組織の再編に伴い、その内訳を改めるものでございます。

13ページの改正表をお願いいたします。表の左側が改正後で、右側が改正前でございます。条例第2条第1項第2号「市長の事務部局の職員」につきましては、784人を787人に、同じく第5号「教育委員会の事務部局及び教育機関の職員」につきましては、90人を87人に改め、その他の事務部局の職員数については、変更はございません。

今回の改正につきましては、「教育委員会の職員」のうち学校給食課の給食調理の委託化による減員及び市長部局の子育て支援課の組織見直しによる増員でございます。なお、施行日は令和4年4月1日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書15ページをお願いいたします。本条例案は、令和3年8月10日付人事院総裁から衆議院議長及び参議院議長並びに内閣総理大臣宛てに発出されました「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」のうち、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されることに伴う「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」として、「非常勤職員の育児休業・介護休暇の取得要件の緩和等」に関し、人事院規則の改正が行われたた

め本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、16ページの改正表により説明いたします。表の右側にございます改正前の規定、条例第2条第3号ア（ア）において、非常勤職員のうち育児休業をすることができない職員の除外規定として、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員との規定を設けておりましたが、取得要件の緩和がなされたため当該規定は削除しております。また、この規定の削除に伴い、第2条第3号ア（イ）を繰り上げるとともに、特定職の略称規定を加えております。

17ページをお願いいたします。条例第19条第2号の改正につきましても、取得要件の緩和措置によるものでございます。

18ページをお願いいたします。表の左側にございます改正後の規定、第23条には、「妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等」といたしまして、職員またはその配偶者が妊娠または出産したこと等を申出たとき、当該職員に対し、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求について、意向を確認するための面談等の措置を講ずること。任命権者は申出をしたことを理由に、当該職員に対し不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならないこと。第24条には、「勤務環境の整備に関する措置」として、育児休業の承認が円滑に行われるよう、職員に対する育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備等について規定いたしております。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書19ページをお願いいたします。年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律が令和2年6月5日の公布により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、令和4年4月1日より施行されることに伴いまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書20ページ、新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律により、補償を受ける権利を担保とする特例があった2つの金融公庫が削除され、全てにおいて担保出来ないよう改正されたことによるものであります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 控訴事件に係る和解(入会権確認等請求控訴事件)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財産活用課長

「議案第23号 控訴事件に係る和解(入会権確認等請求控訴事件)」について、補足説明をいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。本案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるために提案するものでございます。

訴訟の概要について説明いたします。平成26年6月11日付で原告梅田親義外2名、平成27年12月22日付で原告鹿毛馬区及び同日付で原告鹿毛馬区自治会がそれぞれ飯塚市鹿毛馬地内にある168筆、約204万平方メートルの颯田町及び颯田村名義の土地について、入会権を有することの確認と、この権利に関連して、合併前まで颯田町が支払ってきた山林等の保全管理に対する分収金を支払うこと、それによって飯塚市が受けた利益1500万円などを求め、市を被告として提訴したものです。

提訴を受けまして、双方で弁論を重ね、この入会権確認等請求事件につきましては、令和3年3月3日付で福岡地方裁判所飯塚支部より飯塚市勝訴の判決が言い渡されましたが、同年3月15日付で原告が控訴していたものです。

結果として、福岡高等裁判所より令和4年2月1日付で控訴人である鹿毛馬区自治会などや被控訴人である飯塚市に対して、和解勧告書が提出されたものです。

議案書22ページの「4 和解内容」をご覧ください。和解内容は6項目あり、要約しますと、控訴人や利害関係人である鹿毛馬区自治会などが合併以降、飯塚市に対して求めていた土地に関する所有権や入会権などの一切の権利は飯塚市のものであること。また、それに関連して支払っていた分収金などの一切の請求権は有していないこと。ただし、行政と地域住民が長く係争を続けることは望ましくなく、この裁判を終わらせるために双方の歩み寄りが必要との観点から飯塚市に対して一定の譲歩を求めて解決金の支払いが明記されたものです。

以上、簡単でございますが、「控訴事件に係る和解」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

2点だけちょっと教えてください。旧颯田町の時代に鹿毛馬地区の方が入会権を主張されて、毎年旧颯田町から43万円ほど入金があっていたんでしょう、お金がね。この43万円というのは、保全管理費というような表現で、分収金という形で43万円をずっともらいよったと。この43万円の内訳は、何が43万円だったんですか、それは分かりますか。

○財産活用課長

詳細については、完全に把握はしておりませんが、貸付け収入や、土地売払い収入などを含んだものでございます。毎年、その都度変わっておりますけれども、主なものは貸付け収入や土地売払い収入などの分収金という内容でございます。

○小幡委員

根拠となるお金の43万円の内容がよくわかんないんですね。説明を受けたとき、その43万円に対する10年間、430万円ほどで和解したらどうかと裁判所のほうが言っているんでしょうけど、基本となる43万円のその土地を使って、入会権を有した方々が何か生産をして販売した利益の分配金とか、いろんな管理費にこれぐらいかかったんだというような積み

上げの金額ならまだしも、何か聞いたところによれば、慣例的に毎年43万円というような表現なのかなと思ひまして、ちょっと尋ねました。詳細がその程度しかわからないならば、仕方ないんですけど、もう1点は、本市が簡単に言うと飯塚市に名義がかわって、合併と同時に変わったんでしょうけれども、本市が受けた利得1500万円儲けとるじゃないかと。飯塚市としては1500万円は、何で利益を上げたのか、分かりますか。

○財産活用課長

一応1500万円というのは原告のほうで提示した額ではございますが、内訳としましては、平成15年からの合併前の平成18年までの分収金の額が451万8982円。この間の平均分収金額112万9745円に平成18年3月26日、いわゆる合併の日以降から令和2年3月10日までの14年間分の分収金、1581万6430円のうちの1500万円という形で請求されております。

○小幡委員

飯塚市が、実質上利益を得たわけではないわけね。先方いわく、自分らが本来はもらえるべきお金を飯塚市からもらっていないけど、飯塚市が利益をこうむった、イコール払っていないから、その分が利益になっているんだという表現ね、分かりました。それで、そういうことで和解しろということですが、本市は、支出上430万円を払わなくちゃいけないね。弁護士費用がちょっと宙で申し訳ないが600万円ほどかかっていると。今回の和解に対して一時金、頭金として300万円を払っていると。和解金が430万円で成立すれば、成立した金額に対して、また弁護士費用、対価が必要ですよ。その弁護士費用の600万円は、何年から何年間で、どのようにして600万円がかかったか、内訳がわかれば教えてください。

○財産活用課長

弁護士費用につきましては、まず平成19年9月25日付で、原告梅田親義外88名が飯塚市を被告とし、入会権確認等請求事件の裁判を提訴されております。その分につきましては、平成25年12月25日に福岡地方裁判所飯塚支部より飯塚市勝訴の判決を受けており、確定しております。その際に要した費用が、顧問弁護士の報酬約600万円となっております。また、今回の裁判に関する費用としましては、議案提案しております解決金が430万円、顧問弁護士に対しましては、着手金として約300万円支払っております。この和解が成立した後に、質問委員がおっしゃるとおり別途報酬を支払う予定となっております。

○小幡委員

いや、その内訳は聞いたんですよ。600万円と一時金の300万円を払っているというのは。その600万円を何年から何年の間に弁護士が何回、その弁護のために裁判所に出向いたとか、準備書面を何枚つくったとか、そういう内訳が分かりますかというのを聞いています。600万円でも高いのか、安いのか、相場なのかわからない。そのお金を支出していかなければいけないので、妥当な金額かどうかを、飯塚市は妥当と判断してあるんでしょうから、市民側にもちゃんと説明をしてくださいという趣旨です。

○財産活用課長

弁護士費用に関しましては、出向いた回数等ではございませんで、受けた経済的利益に対する報酬等になっておりますので、相手方の訴訟を申立てた金額等に対して、飯塚市が支払った額の差引き等に対して、割合に基づいて算出をしておりますので、回数等ではございません。

○小幡委員

そういうことなんですよ、弁護士費用というのはね。訴訟を起こされた費用額、何億円もされたら何億円に対してなるんでね。それが弁護士の報酬として妥当なんでしょう。ただし、飯塚市としては、それだけの額を払わなければいけないということですね。支出をしなればいけないのは、分かるんですけど、第1審では勝訴ですよ、勝ちましたよね、飯塚市のほうが。高裁に控訴されて、判決が出る前に和解したらどうかというのが430万円でしょう。これを

議案として予算まで組まれて出てきたということは、もうは和解にのろうと、430万円を払おうと、残りの弁護士費用も含めて払おうと。これを最高裁まで持ち込んで何年も今からやりあっても、弁護士費用もまたかさむし、ここで430万円を払ったほうが市民のためには、利となる、得であるという判断ということですね。市長もそれでいいですね。

○片峯市長

基本的には今、質問者がおっしゃっているとおりでございます。2点ございます。1点は1審は勝訴、そして2審についても、市の対応としては何ら当然のことであるという審判をいただきましたことは、非常にうれしいことでございますが、しかしながら住民との間での、それぞれの言い分に対して、裁判を長引かせるということは、市政運営上どうかというようなことで、和解勧告がございまして。私どもも、確かにそうだと。もう10年以上もこのことでやってきましたので、ここは和解に応じることのほうが、市の将来的に正しいだろうということが1つでございます。もう一つは、今のままでは土地活用も一切出来ないまま、将来に残すこととなりますので、ここで整理をし、その土地をいかに活用するかというような発想で行政運営に当たるほうが得策である。この2点について考えた結果、判断した次第でございます。

○小幡委員

ありがとうございます。市長の判断が正しいかなと思いますけどね。関連になりますけど、結局和解をしましたと、204万平米ですか、莫大な土地ですよ。これが飯塚市の、もう現に飯塚市の所有の土地なんだけど、明確に飯塚市の、本市の財産となります。もう二度と請求権はないよということで争うことはないでしょう。ということは将来的には、今、弁護士費用から和解金を合計して一千数百万円で、言い方を変えれば、新たに購入したような形になるんだけど、204万平米を今からさき、計画を立てて有効に使っていくという、そのメリットもあると判断してよろしいですかね。

○片峯市長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 控訴事件に係る和解（入会権確認等請求控訴事件）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から総合評価落札方式の改正について、資料提出並びに補足説明したい旨の申出がっておりますので、「入札制度について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。「入札制度について」を議題といたします。総合評価落札方式の改正について執行部の説明を求めます。

○契約課長

入札制度につきまして、令和4年3月7日に入札制度検討委員会を開催し、総合評価競争入札について協議を行いましたので、その主な内容についてご報告いたします。

総合評価競争入札につきましては、市内S等級業者17者の連名により総合評価競争入札による入札制度の廃止を求める請願が提出され、令和3年9月27日に賛成多数で可決されております。請願の趣旨といたしましては、1つ目に飯塚市の総合評価競争入札は、特定業者によ



る独占受注となっていること、価格競争と比較して透明性・公平性が担保されていないこと、総合評価競争入札そのものに反対ではなく、飯塚市の制度に反対していることなどがあげられております。

それらを受け、九州地方整備局へ意見聴取を行い、飯塚市の評価基準及び評価項目はいたって標準的なものであり、品確法に基づくものであるとの意見をいただいております。

入札制度検討委員会におきましては、本市の制度は国、県や他の自治体と比較しても大きく異なるものではなく、品確法の基本理念にも合致するものではあるが、請願を受け止め、請願者が求める透明性・公平性を高めるための方策として、資料下段にあります2点について、今後検討を行うことといたしました。

1点目は飯塚市では総合評価競争入札における評価基準及び採点について内部で協議し、九州地方整備局による意見聴取を行った後に、決定をいたしておりますが、今後は内部委員会に外部の有識者・学識者を選任し、委員会の構成を見直すことで検討を行ってまいります。

2点目は、現在、予定価格・最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表を行っておりますが、それらを事後公表とするよう調査研究を行ってまいります。

以上、入札制度についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

ありがとうございます。質疑というよりも要望ですね。今報告は受けましたが、総合評価方式に対する市内業者さんから請願が出ていますので、基本的な内容は総合評価方式自体、制度自体を否定するものではないということでしたので、先進地が全国にたくさんありますので、十分、先進地の意見も参考になされて、せっかくの請願ですので十分練って、事を進めていただきたいという要望を今日はしておきます。よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「第2次飯塚市総合計画（中間改訂）の策定について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市総合計画（中間改訂）の策定について」報告いたします。

本件につきましては、12月の委員会におきまして、中間見直し案の市民意見募集を実施するに当たり、素案の内容等について説明したところでございますが、今回、その後の見直しを含め、総合計画の中間改訂を策定いたしましたので、報告するものでございます。

資料1をお願いいたします。この資料につきましては、12月に報告いたしました中間見直し案からの変更点についてまとめたものになります。

まず、1として市民意見募集結果について記載しております。市民意見募集は、12月27日から1月21日まで実施しまして、意見が5件ございましたが、結果的に計画の内容へ反映する意見はございませんでした。資料には、参考までに5件の意見の概要を記載しております。

次に、2については、基本事業に関する前回案からの見直しを記載しております。前回案

から「学力向上の推進」と「都市計画道路事業の推進」の2つの基本事業について、現状の取組や今後の方向性等について現状の即した内容に、改めて修正、追記を行っており、前回案での内容と今回見直し後の内容とを新旧の形で記載いたしております。

また、3については、SDGsの関連性に関する前回案からの見直しを記載しております。

12月の委員会での報告後、改めて全体的に確認を行いまして、そこに記載のとおり3つの施策にSDGsゴールの追加を行い、関連性を明示する根拠についてそれぞれ記載しております。

以上が前回案からの見直しになりまして、資料2については、この見直しを反映させた総合計画中間改訂の全体版となり、第2飯塚市総合計画（中間改訂）として策定したものとなっております。内容の説明は省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと存じます。

今後、第2次飯塚市総合計画の計画期間が令和8年度までとなっております。来年度から5か年間ございますが、この中間改訂の計画内容を踏まえた総合計画に沿いまして、各施策の進捗管理を行いながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。